# 令和7年度 南島原市国民健康保険税について

# ー みなさんの保険税が国民健康保険を支えています ー

国民健康保険は、いずれの健康保険にも加入していないすべての人が加入しなければならない保険です。

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気や怪我をしたときに安心して医療を受けるための貴重な財源となっています。

【お問い合わせ先】 南島原市役所 税務課 市民税班(Tel:0957-73-6642)

# 国民健康保険税の税率

南島原市では、次の3つの項目(所得割、均等割および平等割)をもとに算定して一世帯ごとの国民健康保険税額を決めています。世帯内に介護保険2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

		税率・金額			
3つの項目	医療分・後期高齢者支援金分・介護分に共通	医療分	支援金分	介護分※1	
		75歳未満	75歳未満	40歳以上65歳未満	
	世帯内の加入者各々お一人ずつについて計算します。				
① 所得割	前年中の所得から <b>基礎控除43万円</b> を除いた額に	9.5%	3.0%	2.6%	
	右の税率をかけます。				
② 均等割	世帯内の加入者1人につきいくらと計算します。	27,800円	8,800円	9,900円	
图 粉节时	加入者が <b>未就学児<sup>※2</sup>の場</b> 合は5割減額となります。	(13,900円)	(4, 400円)	_	
③ 平等割	1世帯につきいくらと計算します。	24,600円	8,000円	8,600円	
限度額	一世帯の限度額が決められています。	660,000円	260,000円	170,000円	

※1 65歳以上の方の介護保険料は、年金から差し引かれるなどして、国保税とは別に納めていただきます。 (Q&A問1参照)

※2 未就学児 ・・・ 小学校入学前の子ども(令和7年度においてはH31.4.2以降生まれの方)

# 「均等割・平等割」の軽減制度【申請不要】

基準より所得が少ない世帯は、均等割額および平等割額が軽減となります。

軽減区分	軽減判定基準( <u>世帯の合計所得金額<sup>※1</sup>が下記金額以下の場合に該当)</u>			
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)			
5割軽減	43万円+(30.5万円×国保加入者数 <sup>※2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>※3</sup> -1)			
2割軽減	43万円+(56.0万円×国保加入者数 <sup>※2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>※3</sup> -1)			

- ※1 国民健康保険加入者、国民健康保険に加入していない世帯主(擬制世帯主)および国民健康 保険から後期高齢者医療保険に移行した方(特定同一世帯所属者)の所得の合計です。
- ※2 擬制世帯主を含めず、特定同一世帯者を含みます。
- ※3 給与所得者等とは、給与所得または年金所得がある方です。
- 土地等を売った譲渡所得がある場合は特別控除前、営業や農業等の事業所得がある場合は 専従者控除前の金額で判定します。
- 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。
- 未就学児にかかる均等割額は上記軽減後(7・5・2割軽減)の額から5割減額となります。
- 国保加入世帯の中で、所得申告をしていない人がいると、軽減判定ができないため実際は軽減に 該当する世帯であっても軽減が適用されません。早急に市民税班へご相談ください。

## 65歳未満の非自発的失業者に対する軽減制度 (申請 必要)

#### ①対象となる方

非自発的失業者とは雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者のことです。ハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」に記載されている離職理由コード(2桁の数字)が下記のいずれかであれば対象となります。

特定受給資格者(例:倒産、解雇など事業主の都合による離職など)	11 · 12 · 21 · 22 · 31 · 32
特定理由離職者(例:雇用期間満了などによる離職など)	23 · 33 · 34

#### ②減額方法

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、非自発的失業者の前年所得の 「給与所得」を30%として算定します。

また、高額療養費などの所得区分判定も、前年所得を軽減して算定します。

◎ 必要なもの : 雇用保険受給資格者証(申請場所:各支所窓口)

## 産前産後期間の軽減措置(申請必要)

#### ①対象となる方

妊娠85日(4か月)以上で国民健康保険被保険者の方が対象です。

※死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます。

#### ②減額方法

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月相当分が減額されます。

_	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	_ 3か月後	_
ſ				出産(予定)月				1
- 	± >/ -± // UB BB I	- 11 11 12 12 -					※産前産後期	間=太枠部

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額となります。

※産前産後期間=太枠部分 (単胎の場合)

※多胎妊娠の場合は出産予定月(出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

◎ 必要なもの: 母子健康手帳など、出産(予定)日や単胎・多胎を確認できるもの(申請場所:各支所窓口)

# 後期高齢者医療制度に係る軽減措置 (申請 不要)

7.5歳以上に達する方が後期高齢者医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保被保険者の保険税が急に増えることなく移行前と同程度となるように、以下の軽減措置がとられます。

#### ●国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯への軽減

①対象となる方 : 国保から後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国保被保険者が1人となる場合。

②減額方法: 医療分と支援金分の平等割額を最初の5年間は2分の1減額し、その後3年間は4分の1減額します。

#### ●旧被扶養者に係る国保税の減免

①対象となる方 会社の健康保険などの被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することで、その被扶養者もそれまでの被用者保険の資格を喪失し国保に加入することになった 65歳以上の方。

#### ②減額方法 ・所得割額はかかりません。

- ・均等割額を加入時から2年間半額にします。(既に7割・5割軽減されている場合を除く。)
- ・旧被扶養者のみで構成される世帯の場合、平等割額も2年間半額となります。

### 保険税の納付について

※保険税は世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。必ず納期限までに納めましょう。

国民健康保険税が未納になると、資格確認書及びマイナ保険証が「特別療養」の対象となる場合があります。「特別療養」の対象となると医療機関の窓口で10割負担していただくようになります。

# 国民健康保険税についてのQ&A

### 国民健康保険税について教えてください。 国民健康保険は、他の健康保険に加入されていないすべての人を対象とした保険です。 国民健康保険税(以下国保税)は、加入者の皆さんが病気や怪我をしたとき安心して医療を受けるための貴 重な財源となっています。 40歳未満の方 40歳以上65歳未満の方 65歳以上75歳未満の方 答 1 介護保険 介護保険 第2号被保険者 第1号被保険者 介護保険加入者ではあ りませんので、医療分と 支援金分を納めます。 医療分、支援金分及び介 医療分と支援金分は国保税と 護分を合わせて納めます。 して納め、介護保険料は別に 納めます。 間 2 支援金分・介護分とは何ですか。 支援金分は、後期高齢者支援金分のことで高齢者の方を皆様で支える制度です。 答 2 介護分は、介護納付金分のことで40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。 家族の者が後期高齢者医療制度に切り替わり通知書が送ってきたのですが、途中から税額は 間 3 減らないのですか。また、二重になっていませんか。 あらかじめ後期高齢者医療制度へ切り替わる月の前月までで算出し、年間の納期に振り分けてい 答 3 ますので二重ではありません。(65歳になる方の介護分についても同様です。) 間 4 世帯主は国保ではないのに、世帯主あてに通知がきたのですが。 国保は他の健康保険加入のない0歳から74歳までの全ての方に加入していただいており、世帯単 答 4 位で計算し世帯主へ課税・通知させていただきます。(地方税法第703条の4) 問 5 南島原市の国保へ加入しました。国保税はどうなりますか。 ・国保税は「加入した月から」、「脱退した月の前月まで」の月割計算です。 ・令和6年中(令和6年1月から12月)の所得を用いて計算します。 ・計算した全体(世帯)の税額を、納期限がきていない納期に振り分けた金額を納めていただきます。 答 5 ・毎年7月に新しい年度の年税額を計算します。計算の期間は令和7年4月から令和8年3月のう ち、資格をお持ちの月数です。 7月以降に資格異動や所得更正があった場合、基本的にご手続きいただいた翌々月までに国保税 の再計算を行い更正通知を発送しています。 南島原市から他市区町村へ転出しました。次の月に、南島原市と転出先の両方から国保税 問 6 (料)の納税(更正)通知書と納付書が届きました。どちらも支払う必要がありますか。 転出等により国保の資格を喪失した場合、月割計算となるため、国保税(料)の計算期間は重複し ません。ただし、再計算の結果によっては不足額を納めていただくことがあるため、転出先の国 答 6 保税(料)と納期限が重複してしまう場合があります。その場合どちらもお支払いが必要です。 問 7 |社会保険等に加入しているのに通知が届いたのですが。 国保脱退の届出がお済みでない可能性があります。 国保保険証をお手元にお持ちの場合は返納の必要がありますので、新たに加入した保険の保険証 答 7 と合わせてお持ちのうえ、市役所の支所窓口にて至急手続きを行ってください。 ※お勤め先の人が届出をすることはありませんので、ご注意ください。

上月 手 親 (た) (た) (た) (た)						
で手 親 銀行 か た ん 除 給						
で手 親 銀行 か た ん 除 給						
で手 親 銀行 か た ん 除 給						
、親 銀行 ったん 険給						
、親 銀行 ったん 険給						
銀行 ったん 険給						
銀行 ったん 険給						
oたん 険給						
oたん 険給						
険給						
険給						
険給						
<u>場合</u> 上						
「第8期 令和8年3月2日 (月)   年金からの特別徴収(天引き)が始まるのはどのような場合ですか。						
次の4つの要件すべてを満たす場合 ①世帯主が国保に加入していること						
②世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること ③世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年間18万円以上受給していること						
④国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる公的年金の						
2分の1を超えないこと						
年金からの特別徴収(天引き)が止まるのはどのような場合ですか。 【ケース1】世帯主が今年度中に75歳に到達する場合						
原則、前年度2月の特別徴収税額をもとに、4・6・8月は仮の税額(仮徴収税額)を差引きます。7月に決定する年税額から仮徴収税額を控除した残りを、10・12・翌年2月で納めていただきます。年税額に対して仮徴収税額が少ないと、10・12・翌年2月は多くなります。						
以1以以						
以134以						
<b>以</b> [致収						
<b>以</b> [致収						